

市第51号議案

横浜市国民健康保険条例の一部改正

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条第 2 号ウ及び第16条の 2 第 2 号イ中「及び法第72条の 3 の 2 第 1 項」を「、法第72条の 3 の 2 第 1 項及び法第72条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第16条の 7 第 2 号イ中「第72条の 3 第 1 項」の次に「及び法第72条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第19条の 2 第 2 項中「場合」の次に「（国民健康保険法施行令第29条の 7 第 5 項（第 8 号及び第 9 号に係る部分に限る。）の規定を基準として規則で定めるところにより減額する場合を除く。）」を加える。

付則第 3 項及び第10項中「及び法第72条の 3 の 2 第 1 項」を「、法第72条の 3 の 2 第 1 項及び法第72条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い国民健康保険料の賦課総額の算定方式を改める等のため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市国民健康保険条例（抜粋）

上段	改正案
下段	現 行

（基礎賦課総額）

第 13 条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第 19 条の 2 第 1 項の規定により基礎賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額の範囲内で市長が定めるものとする。

（第 1 号省略）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

（ア及びイ省略）

ウ その他横浜市国民健康保険事業費会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第 72 条の 3 第 1 項、法第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び法第 72 条の 3 の 3 第 1 項及び法第 72 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額から第 22 条の規定による基礎賦課額の減免の額の総額を控除した額

（後期高齢者支援金等賦課総額）

第 16 条の 2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第 19 条の 2 第 1 項の規定により後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲

げる額の見込額を控除した額の範囲内で市長が定めるものとする。

(第 1 号省略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

(ア省略)

イ その他横浜市国民健康保険事業費会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第 72 条の 3 第 1 項、法第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び法第 72 条の 3 の 3 第 1 項及び法第 72 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額から第 22 条の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額を控除した額
(介護納付金賦課総額)

第 16 条の 7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第 19 条の 2 第 1 項の規定により介護納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額の範囲内で市長が定めるものとする。

(第 1 号省略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

(ア省略)

イ その他横浜市国民健康保険事業費会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第 72 条の 3 第 1 項及び法第 72 条の 3 の 3 第 1 項）の規定による繰入金を除く

。) の額から第 22 条の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額を控除した額

(保険料の減額)

第 19 条の 2 (第 1 項省略)

- 2 市長は、前項の規定によって第 14 条、第 16 条の 3 及び第 16 条の 8 に定める額を減額する場合 (国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項 (第 8 号及び第 9 号に係る部分に限る。)) の規定を基準として規則で定めるところにより減額する場合を除く。) において、その額を決定したときは、速やかに、告示しなければならない。

付 則

(第 1 項及び第 2 項省略)

(基礎賦課総額の特例)

- 3 当分の間、第 13 条の規定の適用については、同条中「基礎賦課額 (」とあるのは「一般被保険者 (法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等 (以下「退職被保険者等」という。)) 以外の被保険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額 (」と、「第 1 号」とあるのは「付則第 3 項の規定により読み替えられた第 1 号」と、「第 2 号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた第 2 号」と、同条第 1 号ア中「療養の」とあるのは「一般被保険者に係る療養の」と、同号イ中「神奈川県」とあるのは「神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、神奈川県」と、同号エ中「次号ウ」とあるのは「付則第 3 項の規定により読み替えられた次号ウ」と、「額」とあるのは「額 (退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部

負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）と、同条第 2 号イ中「法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金」とあるのは「国民健康保険保険給付費等交付金（法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。以下同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」と、同号ウ中「第 72 条の 3 第 1 項、法第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び法第 72 条の 3 の 2 第 1 項、法第 72 条の 3 の 3 第 1 項」とあるのは「附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項、法第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び法第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び法第 72 条の 3 の 3 第 1 項」と、「繰入金」とあるのは「繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」とする。

（第 4 項から第 9 項まで省略）

（後期高齢者支援金等賦課総額の特例）

- 10 当分の間、第 16 条の 2 の規定の適用については、同条中「後期高齢者支援金等賦課額（）」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（）」と、「第 1 号」とあるのは「付則第 10

項の規定により読み替えられた第1号」と、「第2号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた第2号」と、同条第1号中「部分」とあるのは「部分であって、神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」と、「次号」とあるのは「付則第10項の規定により読み替えられた次号」と、同条第2号イ中「第72条の3第1項~~及び法第72条の3の2第1項~~及び法第72条の3の3第1項」とあるのは「附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項~~及び法第72条の3の2第1項~~及び法第72条の3の3第1項」とする。

(第11項から第22項まで省略)